

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	歯科衛生学科				
実施方法	通学（昼間）				
指定講座番号(15桁)	0410021	—	1820021	—	0
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間	過去一年の講座実績	入講者数(75人)	修了者数(66人)	
平成26年4月1日	令和9年9月30日まで				
訓練期間	36ヶ月	総訓練時間		2,804時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 (歯科衛生士) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ()				
	教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等				
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省				
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	歯科衛生学科に3年以上在学し、卒業要件単位(100単位以上)を修得することにより卒業が認定される。				
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	歯科衛生士としての技能・知識が、歯科医院、病院、各種保健医療施設等で活用される。				
2. 教育訓練の内容					
教科(カリキュラム)				時間	
添付書類 仙台青葉学院短期大学 歯科衛生学科 カリキュラムのとおり(別添)				2,804時間	
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等	なし				
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	①高等学校または中等教育学校後期課程を卒業した者及び入学年3月卒業見込みの者 ②学校教育法施行規則第150条第1号から第6号までの規程により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 ③学校教育法施行規則第150条第7号の規定により、本学における入学資格審査で高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者				

[特記事項]

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	66	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	75	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	66	人	受験率(③/②)	4.0	%
④ ③のうち合格者数	64	人	合格率(④/③)	97.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	64	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	85.0	%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時の仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	65	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0	人	②A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	0	人		0人
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		②B: 非就業者計
	4 非就業	65	人		
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる	0	人		0人
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	63	人	④A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	0	人		63人
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		④B: 非就業者計
	4 非就業者	2	人		
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	0	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	
	2 1割以上3割未満増加した	0	人		0人
	3 1割未満増加した	0	人		
	4 変わらない	0	人		
	5 1割未満減少した	0	人		
	6 1割以上3割未満減少した	0	人		
	7 3割以上減少した	0	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	⑥の回答数合計 65人	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人		
	3 社内外の評価が高まる	0	人		
	4 早期に転職・再就職できる	13	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	35	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	9	人		
	7 趣味・教養に役立つ	8	人		
	8 その他の効果	0	人		
	9 特に効果はない	0	人		
⑦ 受講開始時に就業していないかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	64	人	⑦の回答数合計 65人	
	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	1	人		
	4 就職していない	0	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	17	人	⑧の回答数合計 65人	
	2 おおむね満足	38	人		
	3 どちらとも言えない	9	人		
	4 やや不満	1	人		
	5 大いに不満	0	人		

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	・試験その他適切な方法により総合的に学修の成果を評価し、単位を認定する(学則第24条)。 ・試験のほか、授業時間内に行う臨時試験、課題レポート、発表、討論、提出作品、授業への参加態度等を勘案して評価する(履修規程第7条)。
-------------------------------------	--

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法

(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	出席率66%(2/3)以上、成績5段階評価(上から4段階以上合格)、追試は事由によっては認める場合もある。
(2)受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	・試験その他適切な方法により総合的に学修の成果を評価し、単位を認定する(学則第24条)。 ・試験のほか、授業時間内に行う臨時試験、課題レポート、発表、討論、提出作品、授業への参加態度等を勘案して評価する(履修規程第7条)。
(3)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	出席率66%(2/3)以上、成績5段階評価(上から4段階以上合格)、追試は事由によっては認める場合もある。
(4)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	卒業単位を満たすこと

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	授業に関する疑問点や学修方法などについて、個別に相談を受け付けるため、専任教員についてはオフィスアワーを設けている。非常勤講師については、非常勤講師控室または授業後の教室で相談できる体制を整備している。
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	・国家試験対策を計画的に実施している。 ・学科教員並びに教務担当及び学生総合支援センターの専任職員が中心となり、履修、就職等に関することについて随時相談を受け付けている。

8. その他の事項

指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人 北杜学園 (代表者名: 鈴木 一樹)		
住所及び連絡先	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央4-7-20	TEL 022-217-8880	
施設名称及び施設長名	仙台青葉学院短期大学 (施設長: 田林 晓一)		
住所及び連絡先	〒984-0022 宮城県仙台市若林区五橋3-5-75	TEL 022-369-8000	
苦情受付者	氏名 小野松 香奈 所属 運営管理センター	事務担当者	氏名 千葉 瑞己 所属 運営管理センター
連絡先	TEL 022-393-6453	連絡先	TEL 022-393-6453

専門実践教育訓練 支 払 い 方 法 ①一括払 ②分割払 ③両方可能	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		3,250,000 円
	①入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)		250,000 円
	②受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)		3,000,000 円
			第1期 500,000 円
			第2期 500,000 円
			第3期 500,000 円
			第4期 500,000 円
			第5期 500,000 円
			第6期 500,000 円
			(うち、必須教材費 0 円)
2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		618,700 円	
① 任意の教材費(税込額)		141,000 円	
② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		0 円	
③ 施設維持費(税込額)		0 円	
④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額)		477,700 円	
3. 総額 (1+2) (税込額)		3,868,700 円	

科目区分		授業科目的名称	単位数 必 選	授業 時間数	履修年次					
					1年		2年		3年	
教養教育分野	人間と文化	日本語表現法	1	30	○	○	○	○	○	○
		英語 I	1	30			○			
		英語 II	1	20				○		
		医療手話	1	20						○
	人間と社会	法律入門	1	16	○					
		現代の社会	1	16		○				
		コミュニケーション演習	1	20		○				
		心理学	1	20	○					
	人間と科学	数理リテラシー	1	16	○					
		保健統計学	1	16			○			
		情報処理	1	30	○					
		化学	1	20	○					
		スポーツレクリエーション	1	20						○
専門支持科目	人体の構造と機能	解剖学	2	30	○					
		生理学	1	30	○					
		組織発生学	1	20	○					
	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学	2	40	○					
		口腔生理学	2	30		○				
		歯牙解剖学	1	20		○				
	疾病の成り立ちと回復	病理学	1	30		○				
		微生物学	1	30		○				
		薬理学	1	30		○				
		栄養学	1	20	○					
		生化学	1	20			○			
		一般臨床医学	1	20						○
	健康と予防に関わる人間の社会の仕組み	衛生学・公衆衛生学	1	30	○					
		口腔衛生学	2	60	○					
		地域保健	2	30			○			
		衛生行政・社会福祉・社会保障	2	30			○			
		人間関係論	1	20						○
専門教育分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	2	30	○					
		歯内療法学	1	20		○				
	臨床歯科医学	保存修復学	1	20		○				
		歯周療法学	1	30			○			
		歯科補綴学	1	30			○			
		口腔外科学	1	30		○				
		歯科矯正学	1	30				○		
		小児歯科学	1	30			○			
		高齢者口腔保健学	1	20			○			
		障害者口腔保健学	1	20			○			
		歯科放射線学	1	20			○			
		口腔衛生管理	1	20						○
	歯科予防処置論	歯科予防処置法	2	60	○					
		う蝕予防処置法（臨床基礎）	1	20			○			
		歯周病予防法（臨床基礎）	2	60			○			
		う蝕予防処置法（臨床応用）	1	20				○		
		歯周病予防法（臨床応用）	2	40						○
	歯科保健指導論	保健指導論	1	30	○					
		保健指導演習 I（臨床基礎）	1	30		○				
		保健指導演習 II（臨床応用）	2	60			○			
		保健指導演習 III（臨床総合）	2	60						○
		口腔リハビリテーション論	1	20			○			
		口腔リハビリテーション演習	1	20						○
	歯科診療補助論	歯科診療補助法（基礎知識）	2	40	○					
		歯科診療補助演習 I（基本技術）	2	40		○				
		歯科診療補助演習 II（臨床技術）	2	60			○			
		歯科診療補助演習 III（臨床総合）	2	40						○
		感染予防法	1	20	○					
		臨床検査法	1	20			○			
		急救法・救急蘇生法	1	30						○
		介護技術の基礎	1	30			○			
	実習	審美歯科演習	1	20						○
		臨地実習 I（臨床基礎）	4	180	○					
		臨地実習 II（臨床応用）	8	360			○			
		臨地実習指導（臨床応用）	1	30			○			
		臨地実習 III（臨床総合）	8	360						○
	特別科目	臨地実習指導（臨床総合）	1	30						○
		歯科衛生研究法 I（臨床基礎）	1	30						○
		歯科衛生研究法 II（臨床応用）	1	30						○

総計（卒業要件100単位以上）

93

9

2,804

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。